

## 吉富町交際費事務取扱についての基本方針

交際費の事務の取扱については、この基準の定めるところによるものとする。

### 1. 交際費の執行範囲

交際費は、行政執行上必要な外部等との交際に要する経費であり、その執行の範囲は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限とし、別表第1及び別表第2によるものとする。

なお、別表第2の複数に該当する場合は、いずれか一つを適用するものとする。

### 2. 交際費の公表の範囲

交際費は支出日、支出金額、支出内容をホームページで公表する。

支出内容については相手方のプライバシーに配慮して公表する。

### 3. 公開時期等

町長交際費の公表は、原則毎月20日までに、前月分の執行（支出）状況をホームページに掲載する。

別表第1（交際費の支出基準）

支出区分	対象者	対象項目	支出金額等	備考
1. 慶祝金	町政の振興に関わる団体及び個人（町職員に関する慶祝は除く。）	就任、設立、記念式典、結婚及びその他慶祝に関する会費及び祝儀等	3万円以内	会費等金額が指定されている場合は指定金額とする。
2. 激励金	町の名声を高め、施策の推進等に功績があると認められる団体及び個人	(1) 全国大会等への出場に関するお祝い等	個人 1万円以内 団体 3万円以内	
		(2) その他の激励金	相当額	
3. 懇談費	町政の振興に関わる団体及び個人	意見交換会、情報収集のための懇談会及び懇親会に要する経費	実費相当額 又は会費相当額	
4. 弔慰費	別表第2のとおり			
5. 見舞金	町政関係者	(1) 町功労者及び非常勤の公職者が入院した場合。	5千円以内	

		(2) 災害などによる見舞金及び義援金	相当額	
		(3) その他町政執行上で町長が必要と認めるもの	相当額	
6. 協賛金	町が賛同できる事業又は催しを実施する団体及び個人	町として賛同できる事業及び催しに関する協賛金等	相当額	町又は教育委員会から使用料等が免除されている場合、又は補助金及び旅費等が支給されている場合は除く。
7. 渉外費	町政執行上で外部機関等との交渉、交際、表敬訪問等をする場合の団体及び個人	(1) 外部機関との交渉、交際、表敬訪問等を行う場合の手土産等	相当額	
		(2) 町の特産品等のPRを行う場合の特産品の購入費用等	相当額	
8. その他	上記の何れにも属さない場合で、町長が特に必要と認めた場合	町政遂行上で特に必要と町長が認める経費	相当額	

※特定の政党や政治資金パーティーには支出しないものとする。

別表第2 (弔慰費の支出基準)

対象者	区分	続柄	香典料等	その他
1. 名誉町民	—	本人	3万円以内	供花
2. 議会議員	現職	本人	2万円以内	供花
		配偶者、本人の父母及び子	1万円以内	供花
3. 町長、副町長、教育長	現職	本人	3万円以内	供花
		配偶者、父母及び子	1万円以内	供花
		同居の祖父母	5千円以内	
4. 町長、副町長、教育長 (助役、収入役)	元職	本人	1万円以内	供花
		配偶者、本人の父母及び子	1万円以内	

		(本人生存時に限る)		
5. 職員	現職	本人	2万円以内	供花
		配偶者、本人の父母及び子	1万円以内	供花
		同居の祖父母	5千円以内	
	元職	本人	1万円以内	
		配偶者、本人の父母及び子 (本人生存時に限る)	1万円以内	
6. 教育委員、監査委員、農業委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、選挙管理委員会委員	現職	本人	1万円以内	供花
		配偶者、本人の父母及び子	1万円以内	
7. 町と密接な関係にある首長等、国・県、市町村議会議員	現職	本人	2万円以内	供花
		配偶者、本人の父母及び子	1万円以内	供花
	元職	本人	1万円以内	
8. 町功労者	現職	本人	1万円以内	
		配偶者、本人の父母及び子	5千円以内	
	元職	本人	1万円以内	
9. その他町長が認めるもの		その他町と密接な関係にある方及びその家族で町長が必要と認めるもの	1万円以内	供花（必要と認める場合のみ）

※町功労者：自治会長、民生委員・児童委員、町保育所（園）医、学校医など